

京都市告示第 225 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 14 年 5 月 24 日付けで認可した大江町町内会について変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 6 月 1 日

京都市長 榎本 頼兼

変更があった事項及びその内容

変更があった事項	変更前	変更後
代表者の氏名	堀部 映満	川成 茂照
代表者の住所	京都市下京区松原通東洞院東入ル大江町 5 3 3 の 1	京都市下京区東洞院通万寿寺上る大江町 5 5 9 の 1
事務所の所在地	京都市下京区松原通東洞院東入ル大江町 5 3 3 の 1	京都市下京区東洞院通万寿寺上る大江町 5 5 9 の 1

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)